

山形県立夜間中学設置基本計画

(案)

令和8年 月
山形県教育委員会

はじめに

令和8年 月

山形県教育委員会

目 次

I 夜間中学の概要と本県における夜間中学の必要性

1 夜間中学とは	P 1
2 夜間中学の背景と国の動向	P 1
3 本県における夜間中学設置の必要性	P 2

II 県立夜間中学の設置に向けた基本方針

1 県立夜間中学設置の基本的な考え方	P 3
2 目指す学校像	P 3
3 学校づくりの視点	P 3

III 本県における夜間中学の概要

1 設置場所	P 4
2 開校時期	P 4
3 対象となる生徒	P 4
4 学校の体制	P 4
5 教育課程等	P 4
6 入学・進級・卒業	P 5
7 授業料等	P 5
8 通学区域	P 5
9 その他	P 5

＜参考＞開校までの主なスケジュール

I 夜間中学の概要と本県における夜間中学の必要性

1 夜間中学とは

夜間中学は、学校教育法に規定された中学校であり、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方、他国や我が国で義務教育を修了していない外国籍の方など、様々な背景を持つ生徒を対象として、夕方以降の時間帯に授業が行われる学校である。

2 夜間中学の背景と国の動向

夜間中学は、昭和 20 年代初頭、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から十分に義務教育を受けられなかつた生徒に義務教育の機会を提供することを目的として、中学校に付設する学級として設置された。

昭和 40 年代後半から不登校（当時の言葉では登校拒否）を経験した方の夜間中学の入学が増加し、平成に入ると日本社会の国際化の進展に伴い、夜間中学にも外国人の生徒が増加した。

平成 28 年には、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」とする。）が成立し、地方公共団体は、学齢期を経過した者であつて学校における就学の機会が提供されなかつたものに、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供、その他の必要な措置を講ずることとされた。

さらに、令和 5 年の第 4 期教育振興基本計画において「夜間中学は、教育機会確保法等に基づき、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう促進するとともに、夜間中学の教育活動や広報の充実、受け入れる生徒の拡大を図るなど、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進する」と示された。

令和 7 年 4 月現在、41 都道府県・指定都市に 62 校設置されている。

3 本県における夜間中学設置の必要性

本県においては、令和2年国勢調査により、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方が15,894名存在している。小中学校における不登校児童生徒数は令和6年度は小学校849名、中学校1,494名となっている。また、本県の在住外国人人口は令和5年度で9,111名となっており、年々増加傾向にある。

令和7年6月に、夜間中学に対する県内のニーズを把握するため、一般県民を対象にインターネットとハガキによる調査を実施した。71件の回答があり、「夜間中学で学んでみたい」に14件、「夜間中学について知らせたい人が身近にいる」に17件の回答があったことから、県内にも夜間中学への入学を希望する方が一定数いるものと思われる。

このような状況及び前述の「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、学齢期を超過した方で、学校における就学を希望する方に対し、義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会を確保するため、本県においても夜間中学の設置が必要である。

II 県立夜間中学の設置に向けた基本方針

1 県立夜間中学設置の基本的考え方

県立でパイロット的に設置し、定時制高校での夜間の学校運営も活かしつつノウハウを蓄積し、生徒数が増加するなどのニーズが高まった場合には、市町村に対しそのノウハウ等を提供し、設置検討が進められるようにする。

2 目指す学校像

生徒が自己肯定感を高め、社会的・精神的に充実した生活を送ることができるように、多様な仲間と共に学び合いながら、一歩ずつ前進し、達成感が得られる学校。

3 学校づくりの視点

○ 個性や多様性の尊重

- ・ 様々な年齢の生徒や異なる国籍の生徒等が集まる夜間中学において、共に活動する中で、互いを理解し、認め合い、安心して学べるよう、交流による学び合いを進めていく。

○ 「わかった」「できた」が実感できる授業

- ・ 個々の実態に応じた学習内容や多様な指導方法を工夫、改善しながら、生徒が学習を通して学ぶ楽しさと自身の成長を実感できるようにする。
- ・ 生徒に寄り添いながら、生徒が自信を持って目標や夢に挑戦できるようにする。

III 本県における夜間中学の概要

1 設置場所

山形県立霞城学園高等学校校舎内
(山形市城南町一丁目 1 番 1 号 霞城セントラルビル内)

2 開校時期

令和 9 年 4 月

3 対象となる生徒

山形県内に居住し、以下のいずれかに該当する方

- ・ 様々な理由で義務教育を修了せずに学齢期を経過した方
- ・ 不登校等で十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方
- ・ 日本の義務教育を受けることを希望する学齢期を経過した外国籍の方

4 学校の体制

- 学級数は 1 学年 1 学級とし、3 学年編成とする。
- 生徒数は 1 学年 33 名を上限とする。

5 教育課程等

中学校学習指導要領に基づき、生徒の学びの状況に応じた特別の教育課程を編成する。

- ・ 月曜日から金曜日まで週 5 日間、40 分の授業を 1 日 4 時間実施
(週 20 時間、1 年間の総授業時数 700 時間程度)
- ・ 登校時刻は 17 時頃、下校時刻は 21 時頃
- ・ 開設する教科は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭科、外国語(英語)、総合、道徳
- ・ 日課の始めと終わりにホームルームを設定
- ・ 3 学期制とし、夏季休業等を設定

- ・ 学校行事等を実施
- ・ 食事は補食給食を提供

【日課表の例】

	月	火	水	木	金
17:20～	ホームルーム（5分）				
17:30～	国	数	英	社	理
18:10～	休憩・補食給食（20分）				
18:30～	英	社	理	数	国
19:20～	数	音	国	英	総合
20:10～	美	国	保体	技家	道徳
20:50～	ホームルーム（5分）				

6 入学・進級・卒業

- 入学の可否については、入学希望者と面接を行い、入学希望理由等を確認したうえで、校長が判断する。
- 4月の入学を基本とする。ただし、生徒の状況に合わせて、年度途中からの入学や第2学年や第3学年の入学を校長が許可する。
- 進級・卒業は3月末とする。
- 修業年限は3年を基本とする。ただし、本人の希望や学習状況等を踏まえ、4年以上の在籍も校長が許可する。

7 授業料等

授業料は無償とし、教科書も無償で給与する。

(学用品や補食給食費、学校行事などに係る費用は自己負担)

8 通学区域

通学区域は県全域とする。

9 その他

- 関係機関との連携
 - ・ 様々な背景をもつ生徒が知識や技能を身に付け、社会に貢献できる力を高められるよう、商工団体、国際交流団体、市町村の福祉部局等、様々な機関と連携する。

○ 夜間中学の理解促進に向けた広報・周知

- ・ 県民の理解促進と、夜間中学の入学対象となる方々にその存在を知ってもらうことができるよう、市町村や関係団体と連携しながら周知を行う。

〈参考〉開校までの主なスケジュール

- 令和8年7月 県内4地区で説明会
- 8月 募集要項公表・募集開始
- 令和9年4月 開校